

アンケート調査結果からの主な課題について

①第3次障がい者計画の体系	②国 第4次障害者基本計画（案）	③主な法令、法律等の状況	④アンケート調査結果等からの主な課題
<p>【基本理念】 障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して</p> <p>【基本目標1】 お互いを尊重し理解しあえるまちづくり</p> <p>啓発・相互理解の促進</p> <p>【基本目標2】 地域におけるサービスの充実</p> <p>生活支援</p> <p>【基本目標3】 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>生活環境</p> <p>【基本目標4】 助け合い・支えあいのあるまちづくり</p> <p>教育・育成</p> <p>保健・医療</p> <p>【基本目標5】 障がいのある人の自立支援の促進</p> <p>雇用・就労</p> <p>情報・コミュニケーション</p>	<p>○体系見直しの要素</p> <p>1. 基本理念 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現(基本法1条)</p> <p>2. 基本原則</p> <p>① 地域社会における共生等(3条)</p> <p>② 差別の禁止(4条)</p> <p>③ 国際的協調(5条)</p> <p>3. 各分野に共通する横断的視点</p> <p>①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保</p> <p>②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>④障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>⑤性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p> <p>○第4次障害者基本計画の方向性</p> <p>1. 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>3. 防災、防犯等の推進</p> <p>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>6. 保健・医療の推進</p> <p>7. 行政等における配慮の充実</p> <p>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>9. 教育の振興</p> <p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>11. 国際協力の推進</p>	<p>○障害者の権利に関する条約の批准 平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成26年1月に批准。</p> <p>○障害者基本法の改正 平成25年に障害者基本法の一部が改正され、障害者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加。</p> <p>○障害者総合支援法の施行と改正 平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスを追加。</p> <p>○障害者差別解消法の施行 障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められた。</p> <p>○成年後見制度利用促進法の施行 平成28年5月に施行。 地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などを規定。</p> <p>○障害者虐待防止法の施行 平成24年10月施。虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、危険性があると認められた場合には、自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務づけ。</p> <p>○障害者優先調達推進法の施行 公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の自立の促進に資することとされている。</p> <p>○改正障害者雇用促進法の施行 平成28年度から雇用分野における障害者差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定された。</p> <p>○児童福祉法の改正 平成24年改正。障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化。また、平成28年の同法改正により、平成30年度から障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を策定。</p> <p>○発達障害者支援法の改正 平成28年に発達障害者支援法の一部が改正され、支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民・事業主等における責務などが個々の発達障害の特性に応じる様、見直しされた。</p> <p>○子ども子育て支援法の制定 子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）において、様々な施設・事業において障害児の受入体制の明確化や障害児への配慮などを図ることが示された。</p>	<p>○啓発・広報 障がいのある方の障害者差別解消法の認知度は1割程度となっています。また、知的障がい、精神障がいのある方で障がいを理由とした差別を感じたことのある人が多く、特に「近隣・地域」でその傾向が強くなっています。障がいへの理解を進めるため、多様な機会を通じて地域住民とふれあいや、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。また、障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。</p> <p>○生活支援 日常生活で必要な介助・支援として「外出」「買い物」「家事」の割合が高く、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が求められます。また、相談支援として、総合的な窓口や障がいの特性に応じた専門的な対応が求められています。さらに、成年後見制度の認知度は4割程度に止まっており、権利擁護等の周知・啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。</p> <p>○生活・環境 外出するときに困ることとして、「車・自転車に危険を感じる」「歩道が狭い、道路に段差がある」「利用できる交通機関が少ない」等の割合が高くなっており、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていく必要があります。また、災害時の不安として「避難する際の不安」「避難先での不安」「災害状況の情報が入ってこないことへの不安」等があがっており、そのため、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安心安全の確保等に向け、地域全体で取り組んでいく必要があります。</p> <p>○教育・育成 特に知的障がい者から、「保育・療育・教育サービスの充実」が求められています。各種健診の機会を通じて障がいの早期発見をし、適切な相談機関や療育機関に繋げていく必要があります。また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していく必要があります。</p> <p>○保健・医療 障がい者全体から「保健・医療サービスの充実」が最も求められています。そのため、障がいの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組むことが必要であるとともに、重症心身障がい児者などさまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制や状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していく必要があります。</p> <p>○雇用・就業 特に精神障がい者の4割が働く場・機会の充実を望んでいます。そのため、一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善、需要の喚起による受注拡大等に積極的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>○情報・コミュニケーション 障がい者の4人に1人が、人とのコミュニケーションにおいて支援が必要となっています。そのため、誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記通訳者の確保と合わせ、情報のバリアフリー化に向けた支援の充実を図っていく必要があります。</p>